2019年３月12日

東京都教育委員会委員長　中井　敬三殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　「日の丸・君が代」不当処分撤回を求める被処分者の会

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　共同代表　　　　岩木俊一　星野直之

**「懲戒処分歴がある職員に対する事前通告」についての質問及び申入れ**

　2019年1月25日、電子媒体（以下メール）での標記「通告」が都立高校教員Ａさんに対し、所属校校長より告知された。今年度末をもって定年退職予定のＡさんは、再任用職員としての採用決定を前日24日に受けていた。以下は、校長からＡさんになされた告知の内容及びＡさんが書きうつした「通告」である。

１．該当メールは1月24日夜10時に人事部長名で校長宛に送られてきた。

２．文書として渡すことはできない。

３．内容を読み上げるので、それを書き写すことはしてもよい　(「通告」については資料参照)。

　上記「通告」及び告知された内容は都教委の無責任、かつ「日の丸・君が代」被処分者に対する悪質な攻撃・ハラスメントとして到底、看過し難いものである。その理由をあげ、事実の解明と「通告」の撤回、謝罪を要求する。

**１．「通告」は内容以前の問題として、官公庁の公的な「通告」としては極めて疑義が多い。**

①　官公庁の発信したメールであるにもかかわらず、「文書として渡すことはできない」とされ、「通告」された本人は「読み上げられた内容を書き写す」のみで、「通告」の正確な文言、発信日時、名宛人、発信責任者、メール作成等の実務担当者・問い合わせ先等について、文書としては一切確認できない、

②　加えて、メールは編集・削除などが可能であり、発信後の意図的な修正・改竄・削除などにより「通告」内容の改変、あるいは「通告」の存在自体の否定などの操作が可能とされる。

③　総じて、個人の身分・労働権に関わる極めて重大な「通告」をメールで行い「文書として渡すことはできない」との都教委の対応は行政としての最低限の手続き・ルールさえ踏もうとせず、教職員の身分的保障・権利をないがしろにする暴挙と言わざるを得ない。

**2．内容面ではさらに看過し難い。**

①　「再任用職員は…採用にあたっては定年退職前の懲戒処分を含め…」と、ことさらに懲戒処分を強調し、　再任用制度導入の本来の趣旨については触れていないこと。

②　「あなたは…戒告の処分を受けました。このことを踏まえると、再任用職員としての資質に欠けるものがあると見受けられます…」と、卒業式での不起立による「戒告の処分」と「再任用職員としての資質」という本来無関係な事項を無媒介に結び付け、予断と偏見、悪意と憶測による決めつけをしていること。

③　そのことを理由として、「公的年金が支給される年度への任期の更新となる際には、あなたは懲戒処分歴があることから、任期を更新しない…。また非常勤教員選考においても、…採用しない…。」と一方的に再任用職員・非常勤教員への不採用を通告していること。

このことは、再任用制度導入の趣旨と職員の継続採用への期待権を否定し、労働権、生活権を侵害することに他ならない。加えて「任期を更新しない、不採用」の理由とされる戒告処分はＡさんが人事委員会に不服申立中の事案である。現在係争中の事案にもかかわらず、それを理由に数年後の「任期を更新しない、不採用」を通告することは「日の丸・君が代」被処分者をターゲットとする差別、攻撃として断じて許すことはできない。以上の観点から、以下の諸項目につき回答を要求する。誠実に回答せよ。

**要求項目**

**１．教育情報課として上記「通告」に関わる事実を把握しているか、明らかにせよ。把握していない場合は正確に事実を把握し、この件に関する教育情報課としての見解を明らかにせよ。**

**２「通告」を文書で示し、①「通告」発出の理由、②正確な文言、③発信日時、④名宛人、⑤発信責任者、⑥メール作成等の実務担当者・問い合わせ先等を明らかせよ。**

**３．発信責任者の人事部長は「通告」を撤回し、実務担当者ともども、該当者Ａさんに直接謝罪せよ。**

＜連絡先＞　同会・同原告団事務局長　近藤　徹

＜回答期限＞　２０１９年３月２２日（金）。上記近藤までＦＡＸ及び文書で回答すること。